

## 「延喜齋宮式」からみた堅魚製品の貢納と消費

Paying Tribute and Consumption of the Bonito Product Judging from  
“The Engishiki Saiku Code (延喜齋宮式)”

NITO Atsushi

仁藤敦史

### はじめに —予算論の可能性—

本稿の目的は、駿河・伊豆を中心とする堅魚製品の貢納と消費を検討した前稿<sup>(1)</sup>において、概括的にしか検討することができず、課題として残されていた「延喜齋宮式」における貢納と消費の実態について基礎的検討を加えることである。

「延喜齋宮式」の分析が堅魚製品の貢納と消費の分析において有効なのは、齋王を支援する齋宮寮が、地理的に独立した伊勢国に設置された官司であり、そのため財政運営においても、基本的に民部省・大蔵省からの分配物に依存して運営される中央官司とは異なり、自己完結的な性格が強<sup>(2)</sup>く、そのため貢納と消費を直接的に対比できる点である。

具体的には、「延喜齋宮式」に以下のような規定がある。

#### 『延喜式』齋宮 78 調庸雑物条

凡諸国送納調庸并請受京庫雑物，積貯寮庫，支配雑用，（後略）

これによれば、齋宮寮が毎年必要とする消費物資は、諸国の調庸物あるいは京庫物を請い受け、寮庫に積貯しておくことが定められている。この規定に従えば、貢納量（「諸国送納調庸」と「請受京庫雑物」）と消費量（「支配雑用」）の直接的な関係性を分析することが可能である。同条に規定された近隣諸国の範囲は、伊賀・伊勢・志摩・美濃・尾張・三河・遠江・駿河・伊豆・相模・美濃・上総・下総・常陸の東海道十四ヶ国と近江・美濃・飛騨・信濃の東山道の四ヶ国、合計十八ヶ国に及ぶが、伊勢への輸納の便を考慮した負担国の配置となっている。しかも、京庫（神祇官物および内蔵寮物・大蔵省物）からの支出物は、延喜齋宮式 78 調庸雑物条に国名が明記される地域からの調達<sup>(3)</sup>が困難な高級繊維製品・薬などに限定されたとするならば、堅魚製品については諸国調庸物と雑用が直接的に対応したと考えることができる。

律令国家の財政の特徴に関しては、一定の計画性を重視する予算論の是非について論争がある。吉田孝氏は律令中央財政における予算の性格について、近代国家のような貨幣による予算ではなく、現物による予算という原則が存在したとされる<sup>(4)</sup>。鬼頭晴明氏によれば、これは「実物貢納経済」として規定され、律令官衙の財政予算が、貨幣その他の代価物で計上されていることから、予算編成

業務の存在を想定する<sup>(5)</sup>。石母田正氏によれば、その場合の中樞官司としては、純粹に合理的、官僚制的な性格を有する民部省が位置づけられ、当年の調庸収入の計算（中央に上納される租税は、すべて諸官司に分給される以前に、民部省を経由する）と所司における予算書（支度の書）の作成を前提に、翌年度の国家が必要とする物資の総計を集計し、それら収支バランスを太政官に上申していたと指摘する<sup>(6)</sup>。さらに、石上英一氏により現代財政学の成果から律令財政史研究を分析する視角が提起され<sup>(7)</sup>、俣野好治氏は国用を支度するためには主計寮から太政官に予算報告がなされたと論じた<sup>(8)</sup>。また梅村喬氏により律令財政は、諸財政行為が、単年度内に、有機的な連絡のもとに機能するように配置されるのが原則であり、諸官司の支度にあたって、各官司の必要量を記した公文（支度文）が、翌年度の財政予測を立て、それを満たすべき必要措置をとるための資料とされたとの論が提起されている<sup>(9)</sup>。これら予算論を総括する特質としては、栄原永遠男氏により①現物中心、②特定の支出と収入との密接な関係、③単年度性および④事前性の四点が指摘されている<sup>(10)</sup>。

こうした予算論に対しては、小池栄一氏により現代財政論における予算論がきわめて歴史的な産物であり、大ざっぱな見積もりが立てられたにすぎないと批判もなされている<sup>(11)</sup>。しかしながら、論理的要請による近代的な枠組みを適用する予算論に対しての疑問は、相曾貴志氏が指摘するように、現代経済学における予算論の単純な適用ではなく、古代的な律令財政における計画性のレベルにおいてならば予算を検証することは可能であり<sup>(12)</sup>、『延喜式』の個々の式文から財政運用を考察する視点は有効と考える。早川庄八氏がつとに指摘した「使途に応じた現物の貢納制」という前提に対応した、一定の計画性の有無という課題を以下では考察したい。

## 「延喜齋宮式」の条文構成

「延喜齋宮式」の条文構成については、榎村寛之氏と西洋子氏による検討がある<sup>(14)</sup>。まず前者は、齋宮寮が齋宮寮だけでない広範な規定を有すること、卜定から初齋院・野宮・群行・伊勢・帰京に至る時系列順に配列されていることを指摘する。とりわけ、京から遠く、現地調達を原則とする齋宮寮の特殊性に起因し、他の官司の協力をほとんど受けることができないため、収入から支出まで一貫した自己完結性を取ることを指摘は、本稿の立場からは極めて重要である。

後者では、従来の国史大系本「延喜式」の条文構成を改めて、百条に整理する<sup>(15)</sup>。

第1・2条	一卜定
第3条	一卜定から伊勢齋宮までの祓禊
第4・5条	一全期間を通しての常の祓料と忌詞
第6～16条	一初齋院
第17～41条	一野宮
第42～60条	一群行
第61～96条	一伊勢齋宮
第97～100条	一退下・入京

重要な点は、共通する祭については、一カ所で記し、重複を避けていることである。これは貢納と

消費を数量的に把握する場合に留意すべき点である。たとえば、初齋院期間の規定である第9条大殿祭条の細注には「野宮・伊勢齋宮准<sub>レ</sub>此」<sup>(15)</sup>、第11条庭火祭条と第12条の解除料条の細注にも「野宮・齋宮准<sub>レ</sub>此」とある。これは、初齋院期間だけでなく、野宮や伊勢齋宮の期間にも支出すべき料であることを示している。この間に配列される第10条の忌火等祭も、「遷<sub>レ</sub>入野宮<sub>一</sub>、之初所<sub>レ</sub>祭」とあるように、初齋院だけでなく野宮・伊勢齋宮に遷入する際にも、まず行われる祭であるので、同様に扱われる(ただし、初年度のみの支出となる)。

さらに第61～96条の伊勢齋宮についての規定は、さらに細分される。

第61～69条	—諸祭祀の経費
第70～78条	—齋宮の収入や日常経費
第79～96条	—齋宮寮の諸雑事

卜定から初齋院・野宮・群行・伊勢・帰京に至る時間的な流れについては、第3条祓禊条に「凡齋内親王定畢、即卜<sub>一</sub>宮城内便所<sub>一</sub>、為<sub>一</sub>初齋院<sub>一</sub>、祓禊而入、至<sub>一</sub>于明年七月<sub>一</sub>、齋<sub>一</sub>於此院<sub>一</sub>、更卜<sub>一</sub>城外淨野<sub>一</sub>、造<sub>一</sub>野宮<sub>一</sub>畢、八月上旬、卜<sub>一</sub>定吉日<sub>一</sub>、臨<sub>一</sub>河祓禊、即入<sub>一</sub>野宮<sub>一</sub>、自<sub>一</sub>遷入日<sub>一</sub>、至<sub>一</sub>于明年八月<sub>一</sub>、齋<sub>一</sub>於此宮<sub>一</sub>、九月上旬、卜<sub>一</sub>定吉日<sub>一</sub>、臨<sub>一</sub>河祓禊、參<sub>一</sub>入於伊勢齋宮<sub>一</sub>」<sup>(16)</sup>とある。これによれば、卜定以後、翌年七月までは初齋院、さらに三年目の八月まで野宮、ようやく九月に伊勢齋宮へ群行すると規定されている。

初年度	—卜定～初齋院
二年度	—初齋院(七月まで)～野宮(八月から)
三年度	—野宮(八月まで)～群行(九月)～伊勢齋宮
四年度	—伊勢齋宮

伊勢齋宮としての生活は、卜定から足掛け四年目で通常の年間支出となる計算となる。こうした会計年度(一月からが新年度と推定される<sup>(16)</sup>)と居所の推移にも留意する必要がある。

## 税制上の位置づけ

つぎに律令法令上において堅魚製品の貢納はどのように規定されているかを確認する。

『令義解』賦役令1調絹繩条によれば、堅魚製品の貢納は堅魚・煮堅魚・堅魚煎汁が調雑物、堅魚煎汁が調副物に規定されている。

『令義解』賦役令1調絹繩条

凡調絹繩糸綿布、並隨<sub>一</sub>郷土所出<sub>一</sub>、正丁一人、(中略)若輸<sub>一</sub>雑物<sub>一</sub>者、(中略)堅魚卅五斤、(中略)煮堅魚廿五斤、堅魚煎汁四升、次丁二人、中男四人、並准<sub>一</sub>正丁一人<sub>一</sub>、其調副物、正丁一人、(中略)堅魚煎汁一合五夕、(後略)

正丁一人の調雑物としてその規定量は「堅魚卅五斤」「煮堅魚廿五斤」「堅魚煎汁四升」、また調副物としては「堅魚煎汁一合五夕」とあるように、調雑物としての貢納が中心である。調雑物には鉄・鉄・塩・鰯の他、魚介類、海藻類が多く、直木孝次郎氏によれば贅や中男作物との類似が指摘されている。<sup>(17)</sup> 堅魚と煮堅魚の別があり、さらに木簡には堅魚・煮堅魚の他に荒（庵）堅魚の表記が見られるが、すでに前稿で考察したように、同一貢納物を異なる表記で書き表したと考えられる。堅魚（荒堅魚）と煮堅魚の違いについても貢納量の多少により、煮堅魚がやや高級品であったことが知られる。<sup>(18)</sup> 工程上、煮堅魚は丹念に製造されていたので高級品かつ高価であったと推定される。堅魚煎汁については、「義解」に「謂、熟煮汁曰煎也」とあるように、堅魚の濃厚な煮汁で、調味料として用いられた。

一方、『延喜式』段階になると、これらの堅魚貢進物の規定量は、

『延喜式』主計上2 諸国調条

凡諸国輸調、(中略) 堅魚九斤 < 西海道諸国十一斤十両 > (中略)、煮堅魚六斤七両

『延喜式』主計上4 中男作物条

凡中男一人輸作物、(中略) 堅魚一斤八両三分 < 西海道諸国二斤 >、(中略) 煮堅魚・煎汁各十二両二分、

のように変化する。一見すると大幅な負担減のように見えるが、『令義解』雜令1度十分条や同令2度地条によれば重さには大斤と小斤が用いられ、小斤の三倍が大斤に相当した。賦役令の「堅魚三五斤」は小斤に相当し、後述する木簡の表記や主計式に見える「十一斤十両」はその約三分の一に相当するところから、大斤を用いていたと推定される。<sup>(19)</sup> ただ、西海道以外の諸国が九斤となっていることや煮堅魚が二十五斤の三分の一に相当する八斤五両以下の六斤七両として規定されていることからすれば、平安期には負担がやや軽減されたことになる。

煎汁については体積表記から重量表記に変化しており、負担量を直接比較することはできない。ちなみに、『延喜式』の交易雑物により調達される御贄は体積記載のままであるが、支出規定では煎汁の体積表記と重量表記が混在する。

納入期日については、都からの遠近により近国十月三十日、中国十一月三十日、遠国十二月三十日という三区分で最大二ヵ月の差が設定されていた。

『令義解』賦役令3 調庸物条

凡調庸物、毎<sub>レ</sub>年八月中旬起輸、近国十月卅日、中国十一月卅日、遠国十二月卅日以前納訖、

『令集解』賦役令3 調庸物条古記所引の民部省式には駿河国と伊豆国は「中国」として規定され、『延喜式』民部上2 東海道条にも基本的に継承されているので、堅魚製品の中央への納入期限は一貫して十一月末日であった。『延喜式』主計上20 伊豆国条には伊豆国からの都までの行程は二二日とあり、そのため国内での納入期限は木簡に記載されるように十月であったことが推定される。

以上が賦役令に規定された条文であるが、『延喜式』段階になると国別に税目ごとの細かい輸納

表 1 『延喜式』段階の堅魚製品貢進国と貢進量

国名	調	中男作物	その他
志摩	堅魚		堅魚（庸）
駿河	堅魚 2412 斤 煮堅魚 2130 斤 13 両	堅魚・堅魚煎汁 2 石 （不足分正税交易）	
伊豆	堅魚	堅魚煎汁 1 石 4 斗 6 升	= ? 堅魚煎汁 1 石 4 斗 6 升 （交易雑物）
相模		堅魚	
安房		堅魚	
紀伊	堅魚	堅魚	
阿波	堅魚 535 斤 8 両		
土佐	堅魚 855 斤	堅魚	
豊後	堅魚 34 斤 14 両	堅魚	
日向	堅魚		

量が規定されている（表 1 参照）。

『延喜式』主計上 19 駿河国条および 20 伊豆国条によれば駿河国の負担として

調一煮堅魚二千一百三十斤一三両，堅魚二千四百十二斤  
中男作物一堅魚煎汁・堅魚

とあり，また伊豆国の負担として

調一自余は堅魚  
中男作物一堅魚煎汁

と見える。調庸以外では

『延喜式』大膳下 53 諸国交易条

凡諸国交易所<sub>レ</sub>進（中略）駿河国堅魚煎汁二斛，扱<sub>レ</sub>好味者<sub>レ</sub>別器進之，若当年所<sub>レ</sub>輸中男作物，  
不満足此数者，正税充<sub>レ</sub>直，交易進之

『延喜式』内膳司 46 伊豆国貢進条

凡伊豆国貢進堅魚煎汁一斛四斗六升，以<sub>二</sub>中男作物内<sub>一</sub>進之

『延喜式』民部下 63 交易雑物条

伊豆国 堅魚煎一石四斗六升

とあり，伊豆・駿河国からは中男作物として堅魚煎汁が輸納されることとなっており，不足分は正税交易により調達されたらしい。伊豆国では堅魚煎汁一斛四斗六升として中男作物と交易雑物が同

一数量で規定されているが、別個の規定とすれば、端数まで一致するのは不自然なので、駿河国の場合と同様に中男作物の不足分を交易により調達したものと解される。貢納量が細かく規定されるという前提には、年度ごとの定量化した消費がなければならず、中央における定量化された堅魚煎汁の需要を満たすために正税交易が必要とされたと考えられる。『延喜式』段階の諸国貢納量について、煮堅魚は駿河国、堅魚煎汁は伊豆・駿河国から独占的に貢納されていたことが指摘でき、堅魚についても貢納量が明記されていない国も多いが、駿河国の貢納量が数量の明記された諸国の合計の約三分の二を占めるなど、伊豆・駿河国が堅魚製品の最も主要な貢進国であったことは疑いがない。仮に『延喜式』段階における正丁一人の輸納量（堅魚は九斤、煮堅魚は六斤七両）に換算すれば駿河国の堅魚は二六八八人分、煮堅魚は三三一人分という整数値として割り切れる。合計正丁約六〇〇人分の調が堅魚製品として貢納された計算になる。

なお、煮堅魚については主計式4中男作物条に「煮堅魚、煎汁各十二両二分」との規定が存在するが、諸国ごとの規定では駿河国のみが調として貢納することとなっており、中男作物として煮堅魚を貢納する国は規定されておらず整合しない。

また、煎汁についても主計式4中男作物条は重量表示だが、貢納量を定めた大膳式・内膳式・民部式では体積表示となっておりこれもやはり整合しない。『延喜式』の編纂における各式文の不統一や成立年代のずれなどが原因と想定されるが詳細は不明である。

ちなみに、『延喜式』以外には『政事要略』に延喜十四年における諸国例進地子雑物の規定があり、駿河国は「堅魚六百斤」、伊豆国は「堅魚三百卅二斤 同煎一斗」と見える。<sup>(20)</sup>

一方、『延喜式』段階における堅魚製品の支出面について検討するならば、堅魚製品の消費は他の調雑物と同様に概ね祭神料、供御料、節会料、官人給食などの費目に充てられ、数量的には天皇・皇太子などに対する供御月料が多くを占めている。堅魚製品の多くは、祭神料や官人給食における副食物として支給されたことが想定される。この他にも『延喜式』には伊勢神宮や斎王関係に支給が見られるが、前者は京庫からの支出ではなく、後者は臨時的要素が強いので恒常的な支出とはならなかった。

以上、賦役令・『延喜式』など税制上における堅魚製品の検討によれば、祭神料・供御料・節会料・官人給食など、中央での定量化された莫大な消費を前提に、諸国に対する貢納量および貢進形態が定められていたことが想定される。

## 「延喜齋宮式」にみえる堅魚製品の貢納と消費

以上の前提的な考察をふまえて、齋宮式にみえる堅魚製品の貢納と消費の全体量を検討したい。齋宮寮が毎年必要とする消費物資は、京庫支出以外には諸国の調庸物を請い受け、寮庫に積貯しておく定めであった。とりわけ堅魚製品については、貢進国の指定があり、志摩国が堅魚二八八斤、駿河国が煮堅魚一四四斤、伊豆国が堅魚二一二斤と堅魚煎四斗を負担した。合計堅魚は五百斤、煮堅魚一四四斤、堅魚煎四斗となる。

支出は、卜定から初齋院・野宮・群行・伊勢・帰京に至る各年度的においては変動的であり、卜定から群行までは足かけ三年を必要とし、ようやく四年目以降の伊勢齋宮から帰京の前年までの期間において比較的定量的な消費がなされたと判断される。したがって、齋宮段階の支出を中心に検

討することが必要となる。

### 卜定・初齋院段階

まず、卜定・初齋院段階では、所司（神祇官）が負担する祓料として八斤（以下、明記しない場合は堅魚）が規定される（第2条）。次に初齋院に入る前の河頭での祓料として二斤とあり（第7条）、これは野宮・伊勢齋宮に入る時も同じと規定される（第6条）。齋王が初齋院に入るときの祓い清める料として五斤とある（第8条）。さらに野宮に遷る時にも必要とされた忌火・庭火・御竈二前・井神祭があり「井神祭料」として二斤とある（第10条<sup>(21)</sup>）。朔日庭火祭には三斤とあり、野宮・伊勢齋宮も同じと規定される（第11条）。晦日解除料には一斤とあり、六月・十二月の大祓を除く十ヵ月分十斤が必要であった（第12条）。

### 野宮段階

野宮段階では、まず初齋院段階において野宮も准じるとされた、第7・10・11・12条の八十四斤が重複して必要となる。そして、野宮の地を鎮める祭と後鎮を合わせて各五斤（第17条）、野宮を造る祓料として五斤（第18条）、河頭祓料として二斤（第20条）、齋王が野宮に入るときの祓い清めるその宮料として五斤（第21条<sup>(23)</sup>）、祈年祭十九座には座別に六両（第22条<sup>(24)</sup>）。六月と十二月の月次祭は、祈年祭に准ずるとあるので六両と想定される（第23条）。なお大殿祭については、供料や中臣禄は「上例」に準拠し、筥二合を減じるとあるので、初齋院の第9条に相当する（第24条）。六月と十二月で御贖料は各一斤（第25条）、六月晦日の大祓は四斤で、十二月大祓もこれに准じる（第26条）。鎮火祭は一斤五両（第27条）、道饗祭は五斤（第28条）、十一月新嘗祭二十八座には各六両（第29条）、新造炊殿を鎮める祭には四斤（第33条）、新造炊殿の忌火・庭火祭には二斤とある（第34条）。

最も消費量が多いのは齋宮寮の官人に支給される月料で、堅魚二十四斤六両、煮堅魚十一斤四両、堅魚煎汁三升とあり、小の月は物別に三十分の一を減ぜよと規定する（第38条）。いずれも三十日分の支給量であり、日別では堅魚十三両、煮堅魚六両、堅魚煎汁一合のように、それぞれ割り切れる整数値になっている。ついで、正月三節の供料として堅魚三斤、煮堅魚三斤、同じく官人以下の料として堅魚二十斤とある（第39条<sup>(25)</sup>）。

### 群行段階

群行段階では、まず伊勢齋宮に入る前の河頭での祓料として四斤とあり（第48条）、これは第6・7・20条に見える初齋院・野宮・伊勢齋宮での規定と対応する。そして、三年度目の九月に群行する規定に対応して（第3条）、齋王が大神宮に入る八月晦日の朝庭大祓料として八斤（第50条）、六処の堺の川に供奉御禊として六斤が規定される（第59条<sup>(26)</sup>）。

### 伊勢齋宮段階

伊勢齋宮段階では、まず初齋院段階において伊勢齋宮も准じるとされた河頭での祓料（第7条）、忌火・庭火・御竈二前・井神祭（第10条）、朔日庭火祭（第11条）、晦日解除料（第12条）の合

計八十四斤が必要となる（ただし、河頭での祓料および忌火・庭火・御竈二前・井神祭は、伊勢斎宮の初年度のみでの支出で通常は七十斤）。

さらに六月・十二月の月次、鎮火、道饗、大殿、御贖、大祓ならびに朔日の忌火・庭火等の祭の供神雑物料は在京（野宮の例）に準拠せよとあるので（第61条）<sup>(27)</sup>、六月十二月の月次祭（第23条）、同御贖（第25条）、同晦日大祓（第26条）、鎮火祭（第27条）、道饗祭（第28条）、鎮新造炊殿（第33条）、新造炊殿の忌火・庭火祭（第34条）が該当する。一方、斎内親王の月料および節の料等は皆在京（野宮の例）に準拠せよとあるので（第72条）、同じく月料（第38条）・正月三節（第39条）などの料が必要となり、合計堅魚三五一斤三両、煮堅魚百三五斤十二両、堅魚煎汁三斗五升四合が必要となる。

そして、伊勢斎宮固有の支出としては、斎宮祈年祭の大社十七座と小社九十八座に対して、それぞれ五両と六両が規定される（第61条）。斎内親王の三時祭（六月と十二月の月次祭・神嘗祭）に参る時の晦日禊料としては六斤、参る日の祓料と堺祭の料としては九斤とある（第62条）<sup>(28)</sup>。毎月晦日の卜庭祭は一斤とあり、年間では十二斤となる（第63条）。十月晦日の祓料は三時祭の祓料と同額なので六斤（第62・64条）、新嘗の祭に供する料としては、祈年祭の料に準拠して大社祭料十七座に各五両、小社祭料九十八座に各六両（第65条）、さらに主神司と膳部が担当する料として堅魚五斤と煮堅魚十斤が規定される（第66条）。春の諸司祭には膳部神祭へ三斤、炊部神祭へ一斤、酒部神祭へ一斤、水部神祭へ八両、氷室神祭へ一斤、竈・炭竈山・戸・御川池等への神祭に各一斤計四斤とあり、秋もこれに準拠するとある（第66条）。斎宮居住の二年目以降でいえば全体の合計は、堅魚五六四斤五両、煮堅魚一四五斤十両、堅魚煎汁三斗五升四合となる。

## 時期ごとの変化

以上が各段階の検討であるが、卜定から初斎院までは神祇官負担分を含めても必要量は九十七斤で、野宮段階では堅魚四七四斤十三両、煮堅魚一三五斤十二両、堅魚煎汁三斗五升四合となり、必要量は急増する。標準的な伊勢斎宮の二年度以降は、堅魚五六四斤五両、煮堅魚一四五斤十両、堅魚煎汁三斗五升四合が必要と考えられる。

## 貢納量と消費量

これを先に検討した堅魚五百斤、煮堅魚一四四斤、堅魚煎汁四斗という貢納量と比較するならば、煮堅魚と堅魚煎汁の収支は概ね均衡し、堅魚については支出がやや多いが、一割程度の差であり大幅な不均衡ではないことが確認される。もちろん計算の数値は、妥当と思われる数値を推測したが、不正確な計算が含まれている可能性は排除できない。さらに斎宮式の条文自体に成立年代の差が存在し、整合的でない可能性も当然考えられる<sup>(29)</sup>。そのうえで、なおかつ年間の貢納量と消費量がほぼ均衡するとの結論は、一定程度計画的な予算と経費の相関関係を認めることが可能であり、支出計画を前提に、貢納量が規定されるという関係が、少なくとも堅魚製品においては推測できるのではないかと。諸国の調庸物を斎宮寮を中心に消費する構造が確認される。

今後は、東鯨など他の同様な海産物との比較により、さらに正確な議論が可能となると予想されるが、いずれも今後の課題としておきたい。

表2 『齋宮式における堅魚製品の貢納と消費(条文編)』

条番号	費目	支給量(斤.両)	小計(両)
<b>卜定・初齋院</b>			
02	定齋王	祓料 8.00	神祇官 128
07	河頭祓	祓料 2.00	准野宮・齋宮 32
08	齋王入初齋院祓清其院料	5.00	80
10	忌火/庭火/御竈2/井神祭2	2.00 × 6 ?	准野宮 192
	朔日竈祭料	2.00 × 12	384
11	朔日庭火	3.00 × 12	准野宮・齋宮 576
12	晦日解除料	1.00 × 10	准野宮・齋宮 160
			計 97 斤 (含神祇官負担分)
<b>野宮</b>			
07	河頭祓	祓料 2.00	准野宮・齋宮 32
10	忌火/庭火/御竈2/井神祭2	2.00 × 6 ?	准野宮 192
	朔日竈祭料	2.00 × 12	384
11	朔日庭火	3.00 × 12	准野宮・齋宮 576
12	晦日解除料	1.00 × 10	准野宮・齋宮 160
17	鎮野宮地祭	5.00	准後鎮 160
18	造野宮祓料	5.00	80
20	河頭祓	祓料 2.00	32
21	齋王遷入野宮祓清其宮料	5.00	80
22	二月祈年祭廿一座	0.06 × 19	114
23	六月月次祭	0.06 × 2 × 19 ?	228
25	御贖料	1.00 × 2 (6・12月)	32
26	野宮六月晦日大祓	4.00	准 12 月 128
27	野宮鎮火祭	1.05	21
28	野宮道饗祭	5.00	80
29	11 月新嘗祭	0.06 × 28	168
33	鎮新造炊殿	4.00	128
34	新造炊殿忌火庭火祭	2.00	32
38	月料	煮 11.04 × 12 大小月 24.06 × 12 大小月	2124 4602
		煎汁 3 升 × 12 大小月	3 斗 5 升 4 合
39	正月三節料	3.00	48
		煮 3.00	48
		20.00	320
		小計	堅魚 474 斤 13 両 煮堅魚 135 斤 12 両 煎汁 3 斗 5 升 4 合
<b>群行</b>			
48	河頭潔齋祓料	4.00	64
50	八月晦日朝庭大祓料	8.00	128
59	六処堺川供奉御禊	6.00	京庫 96
60	鎮祓料	6.00	京庫 96
			小計堅魚 24 斤 (含神祇官負担分)
<b>齋宮</b>			
(07)	河頭祓	祓料 2.00	准野宮・齋宮 32)
(10)	忌火/庭火/御竈2/井神祭2	2.00 × 6 ?	准野宮 192)
	朔日竈祭料	2.00 × 12	384
11	朔日庭火	3.00 × 12	准野宮・齋宮 576
12	晦日解除料	1.00 × 10	准野宮・齋宮 160

条番号	費目	支給量(斤.兩)	小計(兩)
23	六月月次祭	0.06 × 2 × 19 ?	228
25	御贖料	1.00 × 2 (6・12月)	32
26	野宮六月晦日大祓	4.00 准12月	128
27	野宮鎮火祭	1.05	21
28	野宮道饗祭	5.00	80
33	鎮新造炊殿	4.00	128
34	新造炊殿忌火庭火祭	2.00	32
38	月料	煮 11.04 × 12 大小月 24.06 × 12 大小月 煎汁3升 × 12 大小	2124 4602 3斗5升4合
39	正月三節料	3.00 煮 3.00 20.00	48 48 320
61	齋宮祈年祭神	大社祭料 17座 0.05 小社祭料 98座 0.06	85 588
62	齋内親王參三時祭禊料	六月・十二月月次 / 鎮火 / 道饗 / 大殿 / 御贖 / 大祓 / 朔日忌火庭火 准野宮 晦日祓料 6.00 参日禊并堺祭料 9.00	96 144
63	毎月晦日卜庭祭	1.00 × 12	192
64	十月晦日祓料	6.00	96
65	供新嘗料	大社祭料 17座 0.05 小社祭料 98座 0.06	准祈年祭 61条 85 588
66	供新嘗料	5.00 煮 10.00	80 煮 160
	諸司春祭	膳部神祭 3.00 × 2 炊部神祭 1.00 酒部神祭 1.00 水部神祭 0.08 氷室神祭 1.00 竈炭竈山戸御川池等神祭 1.00 × 4 ?	准秋祭 96 32 32 16 32 128
			小計 堅魚 564斤5兩 煮堅魚 145斤12兩 堅魚煎汁 3斗5升4合
78	諸国調庸雑物	堅魚 志摩国 288.00 伊豆国 212.00 合計 500.00 煮堅魚 駿河国 144.00 堅魚煎 伊豆国 4斗	4608 339 8000 2304 4斗

表3 『齋宮式における堅魚製品の貢納と消費(総計編)』

総計 収入	支出 (齋宮居住二年時以降)
堅魚 500斤	564斤5兩
煮堅魚 144斤	145斤12兩
堅魚煎 4斗	3斗5升4合

註

(1)——拙稿「駿河・伊豆の堅魚貢進」[静岡県地域史研究会編『東海道交通史の研究』清文堂、一九八六年]。  
(2)——たとえば、栄原永遠男「律令国家の財政構造」[『奈良時代財政構造史の研究』塙書房、一九九二年、初出一九八四年]は、「諸官司は、大蔵省・民部省を基幹とする財政官司機構を通じて、国家的収奪物の配分をう

け、それにもとづいて活動していた」[二三九頁]と述べる。

(3)——早川庄八「齋宮寮の成立とその財政」[『日本古代の財政制度』名著刊行会、二〇〇〇年、初出一九九三年]。

(4)——吉田孝「律令時代の交易」[『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年、初出一九六五年]。

(5)——鬼頭清明「八、九世紀における出挙銭の存在形態」〔『日本古代都市論序説』法政大学出版局、一九七七年、初出一九六八年〕。

(6)——石母田正「古い型の省と新しい型の省」〔『日本の古代国家』第三章第四節、岩波書店、一九七一年〕。

(7)——石上英一「律令財政史研究の課題」〔『日本歴史』三三四、一九七六年〕。

(8)——俣野好治「中央財政の歴史的特質」〔『律令財政と荷札木簡』同成社、二〇一七年、初出一九八一年〕、同「律令財政機構の特質について」〔同前、初出一九八〇年〕。

(9)——梅村喬「民部省勘会制の成立」〔『日本古代財政組織の研究』吉川弘文館、一九八九年、初出一九七八年〕。

(10)——栄原註(2)前掲論文。

(11)——小池栄一「律令中央財政の特質」〔林陸朗先生還暦記念会編『日本古代の政治と制度』続群書類従完成会、一九八五年〕。

(12)——相曾貴志「律令財政機構研究の展望」〔井上辰雄編『古代史研究の課題と方法』国書刊行会、一九八九年〕。

(13)——早川庄八「律令財政の構造とその変質」〔同註(3)前掲書、初出一九六五年〕。

(14)——榎村寛之「『齋宮式』の構造とその特殊性」〔『伊勢齋宮の祭祀と制度』塙書房、二〇一〇年、初出一九九六年〕、同「延喜齋宮式の諸問題」〔『特別展再現・「延喜齋宮式」齋宮歴史博物館、二〇〇三年〕、西洋子「『齋宮式』注釈覚書」〔『延喜式研究』一九、二〇〇二年〕。

(15)——集英社版『延喜式』の条文番号と同じ。

(16)——正税帳の提出期限は翌年の二月末以前が原則であるが〔『延喜式』民部下14正税条〕、会計年度自体についての規定はみられない。それを知る手がかりとしては、天平九年と十年の両年にまたがって駿河国正税帳に記載された朝集雑掌に対する支給記事がある。

「天平九年駿河国正税帳」

当年朝集雑掌半布臣嶋守廬原君足磯合二人始十一月一日迄十二月三十日合五十九日為単百十八日食稻三十五束四把<人別単三把>

「天平十年駿河国正税帳」

去年朝集雑掌半布臣嶋守廬原君足磯合二人<始正月一日迄四月二十九日合百十八日>

為単二百三十六日食稻七十束八把<人別単三把>

それによれば、朝集雑掌となり天平九年十一月一日に上

(追記)

本稿はJSPS 科研費 16H03485・基盤研究(B)「史料の検討を重視した『延喜式』の基礎的研究」(代表 小倉慈司)による成果の一部である。

京し翌年四月二十九日に帰国した半布臣嶋守と廬原君足磯の二人に対して、両年にまたがって食料が支給されており、正月一日からが新年度とされていることが確認される〔山里純一『律令地方財政史の研究』吉川弘文館、一九九一年、八九頁〕。

(17)——直木孝次郎「贄に関する二、三の考察」〔『飛鳥奈良時代の研究』塙書房、一九七五年〕。

(18)——拙稿註(1)前掲論文。

(19)——沢田吾一『奈良朝時代民政経済の数的研究』復刻版〔柏書房、初版は一九二七年〕、六二九～六三〇頁。井上辰雄『正税帳の研究』〔塙書房、一九六七年〕、三六九頁。

(20)——『政事要略』卷五三、交替雑事十三、雑田事、延喜十四年八月十五日太政官符。

(21)——本条では井神祭の料とあり、第22条には「忌火神一前、庭火神一前、竈神二前、御井神二前」とあるによれば最大六座分の十二斤が必要か。なお、毎月朔日の竈祭も同様との注記があるによれば、十二ヵ月分二十四斤が別途必要となる。

(22)——初齋院の第7条に相当。

(23)——初齋院の第8条に相当するが、他の料物は少ない。

(24)——国史大系本は「二十一座」とあるが、内訳の合計は十九座。

(25)——規定量が三節の料(元日節会・白馬の節会・踏歌節会)としての総額なのか、各節会の分量なのかは明確ではないが、多くの食料が三の倍数で割り切れる点、内膳司式13正月三節条に「三節料、依前件一度請受、節別分供」とあるによれば、三節料は一括の分量が規定されていると判断される。この点については、荒井秀規氏のご教示による。

(26)——規定量がいずれも六の倍数なので、おそらく三節料と同じく総額規定と推定される。

(27)——なお、野宮大殿祭料には、堅魚の規定がないので除外される(第9条)。第65条にも鎮炊殿・忌火・庭火・大殿祭等は在京(野宮の例)に準拠するとある。

(28)——規定量がいずれも三の倍数なので、総額規定と推定される。

(29)——齋宮式においては、「弘仁式」をそのまま継承した条文(第1・46・53・72条)と、初齋院・頓宮・神郡・齋王のように「延喜式」段階で新たに改訂されたものが混在しているとの指摘がある〔註(14)前掲論文〕。

(国立歴史民俗博物館研究部)

(2018年9月18日受付、2019年2月6日審査終了)